

保安規定・審査基準等対比表

使用規則	保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
<p>第二条の十二第1項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項 第2号 品質マネジメントシステム</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画</p>	<p>備考</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関する事(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。))については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(保安品質マネジメント計画)</p> <p>第9条の3 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長(但し、管理者層である他の者を指名することもあり得る)を保安品質保証責任者(保安品質マネジメントシステム管理者)として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>・保安品質保証責任者の選任範囲の拡大のため</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

使用規則	保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																																		
第二条の十二第1項	使用規則第2条の12第1項 第5号 使用施設等の操作	第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作																																																			
五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。 ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)。	1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	(核燃料物質の使用) 第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。 2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。 3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。 4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。 別表第5 年間予定使用量 <table border="1" data-bbox="1469 595 1939 1302"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">主な化合物の名称</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン</td> <td>5 k g-U</td> <td>5 k g-U</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>酸化ウラン</td> <td>1 k g-U</td> <td>1 k g-U</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%未満)</td> <td>酸化ウラン</td> <td>3 k g-U (150 g-²³⁵U)</td> <td>3 k g-U (150 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)</td> <td>酸化ウラン 金属ウラン</td> <td>3 k g-U (600 g-²³⁵U)</td> <td>3 k g-U (600 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン (濃縮度□以上) (密封)</td> <td>フィッソーン燃料</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> <td>3 g-U (3 g-²³⁵U)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム (非密封)</td> <td>硝酸プルトニウム</td> <td>0. 1 g-Pu</td> <td>0. 1 g-Pu</td> </tr> <tr> <td>ウラン-233</td> <td>硝酸ウラニル</td> <td>0. 1 g-²³³U</td> <td>0. 1 g-²³³U</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>3999.99 k g-U (4.4×10¹⁴Bq)</td> <td>3999.99 k g-U (4.4×10¹⁴Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>3 k g-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> <td>3 k g-U (3.3×10¹⁴Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)</td> <td>照射後燃料</td> <td>1 g-U (2.5×10¹⁴Bq)</td> <td>1 g-U (2.5×10¹⁴Bq)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料(1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)</td> <td></td> <td>1.0 g-U</td> <td>1.0 g-U</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		最大存在量	延べ取重量	劣化ウラン	酸化ウラン	5 k g-U	5 k g-U	天然ウラン	酸化ウラン	1 k g-U	1 k g-U	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 k g-U (150 g- ²³⁵ U)	3 k g-U (150 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 k g-U (600 g- ²³⁵ U)	3 k g-U (600 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度□以上) (密封)	フィッソーン燃料	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	ウラン-233	硝酸ウラニル	0. 1 g- ²³³ U	0. 1 g- ²³³ U	使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3999.99 k g-U (4.4×10 ¹⁴ Bq)	3999.99 k g-U (4.4×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 k g-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 k g-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹⁴ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料(1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)		1.0 g-U	1.0 g-U	・1F燃料デブリの取扱いを追加するため
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量																																																			
		最大存在量	延べ取重量																																																		
劣化ウラン	酸化ウラン	5 k g-U	5 k g-U																																																		
天然ウラン	酸化ウラン	1 k g-U	1 k g-U																																																		
濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 k g-U (150 g- ²³⁵ U)	3 k g-U (150 g- ²³⁵ U)																																																		
濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 k g-U (600 g- ²³⁵ U)	3 k g-U (600 g- ²³⁵ U)																																																		
濃縮ウラン (濃縮度□以上) (密封)	フィッソーン燃料	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)																																																		
プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu																																																		
ウラン-233	硝酸ウラニル	0. 1 g- ²³³ U	0. 1 g- ²³³ U																																																		
使用済燃料* (初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3999.99 k g-U (4.4×10 ¹⁴ Bq)	3999.99 k g-U (4.4×10 ¹⁴ Bq)																																																		
使用済燃料* (初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 k g-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 k g-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)																																																		
使用済燃料* (初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹⁴ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹⁴ Bq)																																																		
使用済燃料(1F燃料デブリ) (初期濃縮度5%未満)		1.0 g-U	1.0 g-U																																																		

* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるもの。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

使用規則	保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																								
<p>第二条の十二第1項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項 第8号 線量、線量当量、汚染の除去等</p>	<p>第6章 放射線測定</p>																									
<p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神の通り、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-1111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用方法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="1451 592 1966 983"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回</td> <td>エリアメータ又はサーベイメータ</td> <td>セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回*</td> <td></td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>管理区域内について週1回*</td> <td>室内ゲルメータ又はエアゾルカウンター</td> <td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>管理区域内について週1回*</td> <td rowspan="2">シンチ法又はゲルメータ法</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>管理区域の境界(出入口)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われたいときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</p>	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアメータ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面	管理区域内について週1回*		エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回*	室内ゲルメータ又はエアゾルカウンター	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回*	シンチ法又はゲルメータ法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界(出入口)	<p>・管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため</p>
項目	頻度	測定方法	測定場所																								
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアメータ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面																								
	管理区域内について週1回*		エリアの代表点																								
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																								
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回*	室内ゲルメータ又はエアゾルカウンター	管理区域内の汚染の可能性のある場所																								
表面密度	管理区域内について週1回*	シンチ法又はゲルメータ法	エリアの代表点																								
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)																								
<p>第二条の十二第1項</p>	<p>使用規則第2条の12第1項 第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p>																										
<p>九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>																										

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

使用規則	保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考												
第二条の十二第1項	使用規則第2条の12第1項 第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬													
十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事	1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関する事が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	(核燃料物質の貯蔵) 第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。 別表第13 貯蔵施設の最大収納量 <table border="1" data-bbox="1473 443 1944 1273"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>最大収納量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td> <td>使用済燃料 [] (集合体 [] 体、燃料棒 [] 本)</td> </tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td> <td>使用済燃料 []</td> </tr> <tr> <td>試験後試片用ストレージビット</td> <td>使用済燃料 [] <u>(1F燃料デブリを含む)</u></td> </tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td> <td>劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []</td> </tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td> <td>照射後被覆管 []</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 [] (集合体 [] 体、燃料棒 [] 本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 []	試験後試片用ストレージビット	使用済燃料 [] <u>(1F燃料デブリを含む)</u>	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 []	・1F燃料デブリの取扱いを追加するため
貯蔵設備の名称	最大収納量														
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 [] (集合体 [] 体、燃料棒 [] 本)														
試験後試片保管ラック	使用済燃料 []														
試験後試片用ストレージビット	使用済燃料 [] <u>(1F燃料デブリを含む)</u>														
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン [] 天然ウラン [] 濃縮ウラン (5%未満) [] 濃縮ウラン (5%以上20%未満) [] 濃縮ウラン [] 以上 (密封) [] プルトニウム (非密封) [] ウラン-233 []														
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 []														

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

使用規則	保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
<p>第二条の十一 記録</p> <p>十四 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>使用規則第2条の12第1項 第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第61条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1" data-bbox="1422 454 1948 1181"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の調整における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排水口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回^{※1}</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあっては毎年1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合であっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</u></p>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の調整における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排水口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 ^{※1}	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあっては毎年1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	<p>・管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																							
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																							
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																							
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																							
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の調整における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																							
(ロ) 放射性廃棄物の排水口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																							
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 ^{※1}	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																							
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあっては毎年1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																							

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。